戸波ゼミ　「マイナンバー」　追加レジュメ

【私見】

第１　Xらの主張①について

　１　本件法律は、Xらの**社会保障・税・災害対策の各分野の個人情報**(以下「本件情報」という。)　**を収集・集約されない権利**(以下「本件権利」という。)　を侵害し、違憲とならないか。

　　(１)　そもそも、本件権利が自己情報コントロール権として保障されるか。

　　　　ア　この点、自己情報コントロール権は憲法14条(以下条文数のみ記す。)　以下に列挙されていない。しかし、人権の固有性(11条、97条)から、**個人の人格的生存に不可欠な権利であれば、13条により保障**されると解する。

そして、行政機関が個人情報を集中的に管理する**高度情報化社会**においては、**自己に関する情報が自己の関与しないところで収集・集約**されると、**当該個人の行動や思想等が明らか**とされることとなるから、**人格的自律が害される**。そうだとすると、自己に関する情報が自己の関与したにところで集約・集約されない権利(**自己情報コントロール権)は、人格的生存に不可欠な権利**といえるから、13条により保障される。

　　　　イ　そして、本件情報は、氏名は住所といった単なる**個人識別情報とは異なり、私的な、一般に公開を欲せず、広く公衆に知られていない情報**である。そうだとすれば、**秘匿性の高い**本件情報は、自己情報コントロール権による**保護の対象**となる。

　　　　ウ　したがって、**本件権利は自己情報コントロール権として13条により保障**される。

(２)　次に、本件法律によって、原則として個人の事前の同意なくして、本件情報が収集・集約されることとなる。したがって、本件法律によって本件権利が制約されているといえる。

　　(３)　もっとも、本件権利の保障も無制約ではなく、「公共の福祉」(13条)による必要最小限度の制約に服する。では、上記制約が公共の福祉による制約として正当化されないか、その審査基準が問題となる。

　　　　　この点、本件権利は、上述の通り人格的生存に不可欠な重要な権利である上に、財産権などと異なり、いったん収集・集約されてしまえば事後的な回復が困難となる性質を有する。さらに、本件法律で集約・集約される情報は、上述の通り秘匿性が高い情報である。具体的には、**個人の身体に関わる社会保障分野の情報**や、**個人の所得把握につながりうる税分野の情報**、そして**センシティブな災害分野の情報**は、いずれも**機微情報**といえるから、**慎重な取り扱いが必要とされる要保護性の高い情報**である。

　　　　　そして、本件法律は原則として個人の事前の同意なしに、個人番号によって本件情報の容易な集積・集約を可能にするものであるから、本件法律によって本件権利が直接的に制約されているといえる。したがって、本件法律の規制態様は厳しいものである。

　　　　　そこで、**厳格な合理性の審査基準**によって本件法律の合憲性を判断する。具体的には、本件法律の①目的が重要であり、②目的と手段との間に実質的関連性がある場合には、本件法律は合憲となる。

　　　　ア　まず、本件法律の**目的**は、**ⅰ**個人番号による本件情報の集積・集約によって**行政の効率化**を図ると共に、**ⅱ**手続の簡略化を果たすことで**国民の利便性向上**をも図り、さらには**ⅲ**脱税や不正受給を防止し真に困窮者に適切な支援を行える**公平・公正な社会の実現**する点にある。

　　　　　　この点、そもそも三権分立においては、**円滑迅速な行政運営**を図る内閣は**福祉主義**(25条以下)の実現を目的とする。そうだとすれば、**目的ⅰは行政の円滑迅速性に資する**し、**目的ⅱ及びⅲは福祉主義に間接的ないし直接的につながる**ため、目的ⅰないしⅲは**重要**といえる(①充足)。

　　　　イ　次に、万人不同性を持つ個人番号によって複数の分野間で本件情報の集積・集約をすることで、**行政側・本人側**の両者において、**本人確認の手間や時間は削減**されるから、本件法律は**目的ⅰ及びⅱを促進**する関係にある。また、行政機関同士の情報確認が容易となることで、**所得等の把握が正確**となるから、本件法律は**目的ⅲを促進**する関係にある。

　　　　　　そうだとしても、**個々の住民の多くのプライバシー情報が、本人の予期しないときに予期しない範囲で行政機関に保有され，利用される具体的な危険が生じているといえる場合**には、**過度な規制**として目的との間に**実質的関連性は認められない**。では、そのような具体的危険性が生じているといえるか。

　　　　　(ア)　情報の目的外利用

　　　　　　　　確かに、**「マイ・ポータル」**によって行政機関が自己の個人情報をいつ、どことやりとりしたのかを確認できるものの、これは**事後的な確認に過ぎない**以上、これを**事前の同意とみなすことはできない**。さらに、「マイ・ポータル」による事後的な確認において、目的外利用が判明した場合であっても、**住民には情報利用の中止命令や訂正の迅速な請求手続が保障されていない**以上、**「マイ・ポータル」の事後的な確認は目的外利用の抑止力となはならない**。

また、確かに**本件情報の利用可能な目的・範囲が法律に規定**されてはいる。しかし、その規定は**抽象的**であって限定されているとはいえないから、本件情報が**いかなる目的・範囲で集積・集約されるのかを、個々の住民が事前に、具体的に理解するのは困難**である。したがって、利用目的・範囲を事前に法定したからといって、Xらに保障された自己情報コントロール権の核心たる**事前の同意があったものとみなすことはできない**。

そして、確かに厳しい罰則や第三者機関を設けることで、目的外利用と情報の漏えいの事前・事後の防止を図っている。しかし、上述の通り、そもそも利用可能な**目的自体が曖昧不明確**である以上、そのような**抽象的な目的以外での利用を禁止・監視することに何ら実効性はない**。

さらに、利用目的が抽象的で限定されていない以上、**仮に目的内利用であっても、本人の予測を超える過度な情報の集積・集約**をしているといえる。

　　　　　(イ)　情報の漏えい

　　　　　　　確かに、個人情報を一元的に管理する行政機関は存在せず、個人情報は各行政機関によって分散管理される。しかし、個人番号によって複数の分野にまたがる名寄せ自体が可能である以上、当該**名寄せを行った行政機関に複数の分野にまたがる個人情報が集積・集約**される。したがって、名寄せが行われる度に、様々な情報が各行政機関に集積・集約されることとなるから、分散管理を採ったからといって情報の集中が避けられるとはいえない。

　　　　　　　そして、確かに厳しい罰則を設けることで、情報の漏えいの防止を図っている。しかし、**電子データ化された情報漏えい**が起こるのは、往々にして故意犯ではなく**過失犯によって**である。そうだとすれば、**過失犯の罰則がない本件法律は、情報の漏えい対策としては重大な欠陥**がある。

　　　　　(ウ)　 以上より、個々の住民の多くのプライバシー情報が、本人の予期しないときに予期しない範囲で行政機関に保有され，利用される具体的な危険が生じているといえるから、**実質的関連性は認められない**(②不充足)。

(４)　したがって、当該制約は公共の福祉による制約として正当化されず、本件権利を違法に侵害するものとして、本件法律は13条に違反する。

　２　よって、Xらの主張①は認められる。

第２　Xらの主張②について

　１　上述のように、本件法律自体が違憲である以上、それをXらに適用することも違憲となるから、Xの主張②も認められる。

　２　仮に、本件法律自体が合憲とされた場合、Xらの主張②は認められるか。

　　(１)　この点、上述の通り、Xらには憲法13条によって本件権利が保障されるところ、本件法律の運用に同意しないXらに対して本件法律を適用することは、同意なくしてXらの本件情報の集積・集約が可能となる点で、Xらの本件権利を制約している。

　　(２)　では、本件制約は公共の福祉による制約として正当化されるか。

　　　　 この点、確かに、本件法律は**国民全員に対して個人番号を割り振ることを前提とした制度**であるから、一定の住民が本件法律の適用を免れうるとするならば、本件法律の目的のうち特に目的ⅲとの関係において、目的達成の実効性を欠く。すなわち、例えば**脱税や不正受給を行おうとする者が本件法律の適用を免れるならば、目的ⅲを達成することは困難**となる。

しかし、上述のように、本件法律によって、個々の住民の多くのプライバシー情報が、本人の予期しないときに予期しない範囲で行政機関に保有され，利用される**具体的な危険が生じている**といえる以上、本**件法律の運用に同意しないXらに対して**本件法律を適用することは、Xらの本件権利を違法に侵害するものとして正当化されず、**13条に違反**する。

　３　よって、Ｘらの主張①が認められるか否かに関わらず、主張②は認められる。

以上